

金融版国家資産監督管理委員会構想

田中 修

はじめに

中国経済週刊 2010 年 8 月 31 日は、「第 4 回全国金融工作会議が今年下半期に開催されるという噂がますます現実化している」と報じている。以下、記事の概要を紹介したい。

近日、人民銀行弁公庁の情報通が「中国経済週刊」に漏らしたところによると、「現在の調査研究の状況・進捗に基づき、今年下半期に全国金融工作会議が開催される可能性が大であり、10 余りのカギとなる金融改革の議題が会議で討論されるだろう」という。

過去を振り返ると、1997 年、2002 年、2007 年に開催された 3 回の全国金融工作会議は、わが国の金融改革にいずれも重要な「道標」の役割を果たした。

前期調査研究に参加した国務院発展研究センター金融研究所の巴曙松副所長は、「中国経済週刊」に対し、「中央が開催する今回の金融工作会議は、将来の金融改革発展の考え方に深刻な影響を及ぼすだろう」と語った。彼の見方では、中央匯金公司（以下「匯金」）、中国投資有限公司（以下「中投」）を含む新制度の手配、及び「金融国有資産監督管理委員会」の設立等多くの未解決の懸案事項の議題について、すでに調査研究が進んでおり、中央が提起し討論が進められる可能性がある。

現在中央匯金公司が膨大な国有金融機関の株主権を掌握しているため、もし金融国有資産監督管理委員会が設立されれば、匯金の職権に必然的に影響を与えることになる。設立の是非と、いかに「金融国有資産監督管理委員会」を設立するかが、会議における論争の最大の議題の 1 つとなろう。

1. 匯金の「官であり商である」という身分を明確にする必要がある

7 月初め、ある外国メディアが、「中国は中投から匯金を分離することを計画しており、（分離後の中投への）国務院の直接指導は想定せず、中投はもはや本土の各大銀行の多数株主権を保有しないことになる」と報じた。このような噂は、多くの金融国有財産権の帰属をめぐる争いと関係がある。

第 10 期全人代が批准した国務院機構改革案によれば、国有資産監督管理委員会の職責は、国家を代表し、中央及び地方国有企業に対し、出資者の職責を行使し、かつ監督管理責任を履行することとされているが、これらの企業には金融類の国有企業は含まれていない。このことにより、金融類国有企業は体制メカニズム上、明確な「政府機関」たる国家出資者がずっと欠けており、長期にわたり匯金公司がこの部分の職責を「代理」してきた。

ある匯金公司内部の人間は「中国経済週刊」に対し、「匯金は常に外部に対し『官であり、商でもある』と思わせる。名義上は会社であるが、准政策的な機関の特徴も有している。現在中央企業は、国務院国有資産監督管理委員会が出資者の役割を実現しているが、匯金

は『会社』として金融類中央企業に対し出資者の役割を果たしている。このような制度設計は明らかに奇怪であり、国務院の直接指導に戻すことには一定の道理がある」と述べている。

記者の理解によると、中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行及び中国農業銀行の4大国有商業銀行は、匯金が株を支配し、かつ常勤取締役を派遣している。このほか、匯金は国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国輸出信用保険会社を含む多くの政策性銀行・保険会社、及び申銀万国、国泰君安等の証券会社に資本注入している。

2003年に設立された匯金公司是、もともと人民銀行及びその下位部門の国家外貨管理局並びに財政部の共同管理となっていた。2007年に至り、財政部は特別国債発行により中央銀行から外貨を購入して中投会社に資本注入し、匯金公司も中投公司の子会社に編入されたのである。

注意すべきことは、国有資産監督管理委員会と異なり、匯金は企業の身分であるため、金融機関の利益配当に参加し株主支配を行い、金融機関に取締役を派遣し、金融機関の経営に影響を及ぼすことができるのである。これは、もし匯金が国務院が直接指導する「金融国有資産監督管理委員会」になれば、「利益配当」の根拠を喪失し、金融機関の収益は財政に上納される可能性があることを意味する。このため、財政部は金融国有資産監督管理委員会設立案の積極推進者なのである。

2. 「金融国有資産監督管理委員会」は封印後、再提起された

第3回全国金融工作会議（2007年）の前に早くも、「金融国有資産監督管理委員会」設立の必要の是非が大議論を引き起していた。

2006年上半期、財政部主導で「国有金融資本管理体制改革に関する」調査研究課題が展開され、財政部は金融資産方面において「人事・資産を管理する」権限を更に明確にすることにより、財政部が真の意味での「金融国有資産監督管理委員会」になることを希望したのである。

この情報が流れると、少なからぬ学者の反対に遭遇した。第3回全国金融工作会議において、金融国有資産監督管理委員会の構想は封印されたが、この会議後、財政部、国家発展・改革委員会は「中央銀行・3監督管理委員会」による金融機関の監督管理協調に参加する権利を与えられた。

「曖昧な」管理を明確化することが、「金融国有資産監督管理委員会」設立を主張する者の1つの重要な理由である。部門間の利益の争いを捨て、もし金融国有資産監督管理委員会の設立により、現在国有資産監督管理委員会が推進している「国有資本経営予算改革」が金融国有資産監督管理委員会の実践の手本となるならば、わが国の経営性2大国有資産の真実の状況が明確になることが期待され、国家財政・国有企業の帳簿の全公開のために制度上の基礎を打ち固めることになる。

金杜弁護士事務所の龔牧龍パートナーは「中国経済週刊」に対し、「数年前、金融国有資

産監督管理委員会設立構想が反対に遭って後も、財政部はずっと積極的に推進してきた。しかし、国際金融危機が爆発し、西側国家の金融国有資産監督管理委員会に類似した総合監督管理機関が金融システムにおける隠れた弊害をタイムリーに発見できず、非難を受けたため、管理層はスーパー金融監督管理機関を設立すべきか否かについて態度を決しかねている」と語った。

3. 「総合経営」は金融国有資産の監督管理の強化を迫るものである

金融危機後、「金融国有資産監督管理委員会」設立の声が再び高まっている。

記者の理解によると、現在匯金会社が所掌する国有資産金融企業はおそらくいずれも既に「総合経営」分野に踏み出しており、とりわけ銀行がファンド・証券・保険会社に資本参加・株支配を行うことは既に趨勢となっている。このような会社は先物・投資行為等各種の派生金融業務に参加し組織化しており、内部系統は徹底的に錯綜し、十分複雑である。

今年3月、人民銀行の劉士余副行長は、「引き続き銀行業・証券業・保険業・金融持株会社及び交錯した金融手段等の分野における金融リスクのモニター・評価をしっかり展開し、金融業の総合経営テスト及び産業・金融の結合等の問題を研究分析し、金融リスクの評価・アラームの水準を引き上げなければならない」と指摘している。

欧米の比較的発達した金融システム・市場と比べ、わが国の金融持株会社の数量は限りがあり、中信グループ・光大グループ・中国平安等を含む銀行・証券・ファンド等多くの金融分野に及ぶ金融持株グループは既に日増しに体制を完備しており、その中の相当部分は国有金融資産の範疇に属している。

このため、ある業界関係者は、「金融国有資産監督管理委員会」といった大金融監督管理機関が欠落しているため、総合経営下の金融持株会社は「1つが繁栄すれば皆繁栄し、1つが損をすれば皆損をする」可能性がある」と心配している。今回の国際金融危機で明らかになったのは、傘下の業種がグループ全体の状況に影響を与えるということである。加えて、金融持株会社の内部は複雑であり、頭数の多い監督管理は改める必要があり、「金融国有資産監督管理委員会」はこの問題を解決する有効なルートである。

(9月8日記)